



# ひとり親家庭認可外保育施設利用料補助事業

## ☆目的

ひとり親家庭における認可外保育施設の利用料の負担を軽減することにより、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与することを目的とする。



## ☆対象者

本村に住所を有し、次の3つの要件をすべてに該当するひとり親家庭の母又は父等であって、本事業を利用する資格を有する旨の認定を受けた者

- ① 児童扶養手当の支給要件を満たしている保護者、又は北中城村母子及び父子家庭等医療費助成事業の受給資格を満たしている保護者
- ② 保育の必要性の認定(2号又は3号)を受けている子どもの保護者
- ③ 本村に保育所の利用の申し込みを行ったが、定員に空きがない等の理由により認可外保育施設を利用している子どもの保護者

※企業主導型保育園は本補助金の対象外となります。

## ☆補助額

子どもが利用する認可外保育施設が定める利用料から子ども・子育て支援法に基づき村が定める利用者負担額を控除した額

⇒児童一人当たり 0~2歳児上限 **33,000円**

補助の対象外となる経費について

- ・入園料や延長保育料、送迎費等
- ・給食費やおやつ代は、令和元年10月より実施される幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、保育料とは別に区別して納付を求める場合は、保育に要する経費に含まれないため、補助の対象外となります。



## ☆対象期間

平成31年10月1日から

※減免は申請のあった翌月より開始致します。

(裏面もご覧ください)

## ☆補助の認定を受けるには…

北中城村役場福祉課児童福祉係で申請をしてください。申請後に利用資格認定書を交付します。

### 《必要なもの》

- ① 児童扶養手当受給者証の写し又は北中城村母子及び父子家庭等医療費受給者証の写し
- ② 支給認定証(市町村発行)
- ③ 北中城村ひとり親家庭認可外保育施設利用料補助事業利用証明書(認可外保育施設発行)
- ④ 印鑑

## ☆変更及び喪失の届出

- ①北中城村外に転出する場合は、必ず転出先の市町村と北中城村福祉課へ届出てください。
- ②上記の「☆補助額」の要件に該当しなくなったときは、速やかに福祉課・児童福祉係に届出てください。

## ☆お問い合わせ

北中城村役場 福祉課 児童福祉係 Tel.098-935-2263(内線 253)

### ※補助額算定イメージ

(例: 月額保育料(38,000円) - 認可保育園に入所した場合の月額保育料(9,000円) = 補助額(29,000円)

⇒29,000円が減免され、保護者は認可外保育施設へ月額保育料 9,000円を支払います。また、村が認可外保育施設の請求に基づき、認可外保育施設へ補助を実施します。

